

## 今後検討すべき政省令事項等について

今回の容器包装リサイクル法の改正を受け、今後検討すべき主な政省令事項等は以下のとおり。

### 1．事業者の判断の基準となるべき事項（法第 7 条の 4 から法第 7 条の 7 まで）

容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種（政令：法第 7 条の 4）

容器包装多量利用事業者として指定される事業者（指定容器包装利用事業者）の要件（政令：法第 7 条の 6）

事業者の判断の基準となるべき事項（省令：法第 7 条の 4） 等

### 2．プラスチック製容器包装の再商品化手法（法第 2 条第 8 項）

燃料として利用される製品（政令）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

（定義）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。

二～四（略）

### 3．事業者から市町村に対する資金の拠出（法第 10 条の 2）

再商品化に要すると見込まれた費用の総額（省令）

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額（省令） 等

### 4．その他

基本方針の改定（告示：法第 3 条第 1 項）

自主回収認定を受けたものによる報告事項（省令：法第 18 条第 3 項）

きめ細かいプラスチック製の容器包装廃棄物の分別収集

リターナブルびんの市町村による分別収集 等